

令和2年第5回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第14号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて	令和2年12月25日	承認
議案第15号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年12月25日	原案可決
議案第16号	令和2年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第3号)	令和2年12月25日	原案可決

議案第 14 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について専決処分につき承認を求めることについて

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和2年12月25日 承認

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

専決第1号

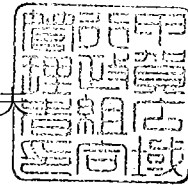
専決処分書

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年11月30日

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫



## 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 15 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和2年12月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより、所要の規定の整備を行うため

## 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号まで中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号と、第13号を第17号とし、同項第12号ロを次のように改める。

ロ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の甲賀広域行政組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 16 号

令和 2 年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,012 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,516,309 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 25 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和 2 年 12 月 25 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

人事院勧告、人事異動による人件費見込み、清掃手数料収入の減、地方債の補正、その他契約による額確定等により歳入歳出予算の補正措置を行うもの。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,756,851 千円	△7,811 千円	2,749,040 千円
	1. 負担金	2,756,851	△7,811	2,749,040
2. 使用料及び手数料		387,178	△14,932	372,246
	2. 手数料	386,360	△14,932	371,428
3. 国庫支出金		10,748	431	11,179
	1. 国庫補助金	10,748	431	11,179
6. 組合債		148,900	300	149,200
	1. 組合債	148,900	300	149,200
補正されなかった款に係る額		234,644		234,644
歳入合計		3,538,321	△22,012	3,516,309

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		73,691 千円	△117 千円	73,574 千円
	1. 総務管理費	73,471	△117	73,354
3. 衛生費		1,056,093	△7,165	1,048,928
	1. 清掃費	1,056,093	△7,165	1,048,928
4. 消防費		1,892,338	△14,730	1,877,608
	1. 消防費	1,892,338	△14,730	1,877,608
補正されなかった款に係る額		516,199		516,199
歳出合計		3,538,321	△22,012	3,516,309

第2表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	千円  <b>19,500</b>	普通貸借 (証書借入)	年 %  4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  <b>19,800</b>	普通貸借 (証書借入)	年 %  4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,756,851	△7,811	2,749,040
2. 使用料及び手数料	387,178	△14,932	372,246
3. 国庫支出金	10,748	431	11,179
4. 繰越金	43,784	0	43,784
5. 諸収入	190,860	0	190,860
6. 組合債	148,900	300	149,200
歳入合計	3,538,321	△22,012	3,516,309

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	724	0	724				
2. 総 務 費	73,691	△117	73,574				△117
3. 衛 生 費	1,056,093	△7,165	1,048,928	431	300	△14,932	7,036
4. 消 防 費	1,892,338	△14,730	1,877,608				△14,730
5. 公 債 費	512,475	0	512,475				
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	3,538,321	△22,012	3,516,309	431	300	△14,932	△7,811

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 総務関係負担金	69,944	△117	69,827	1. 総務関係負担金	△117	
3. 清掃関係負担金	514,952	7,036	521,988	1. 清掃関係負担金	7,036	経常経費 7,972 基幹的設備改良事業経費 △936
5. 消防関係負担金	1,987,497	△14,730	1,972,767	1. 消防関係負担金	△14,730	
計	2,756,851	△7,811	2,749,040			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 清掃手数料	378,860	△14,932	363,928	1. 清掃手数料	△14,932	ごみ処分手数料 △14,932
計	386,360	△14,932	371,428			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 衛生費国庫補助金	10,748	431	11,179	1. 衛生費補助金	431	循環型社会形成推進交付金 ごみ処理施設基幹的設備改良工事施工監理業務委託 120 ごみ処理施設基幹的設備改良工事 311
計	10,748	431	11,179			

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

1. 衛生債	19,500	300	19,800	1. 衛生債	300	ごみ処理施設基幹的設備改良工事施工監理業務委託 △100 ごみ処理施設基幹的設備改良工事 400
計	148,900	300	149,200			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	73,471	△117	73,354				△117	3. 職員手当等	△117	期末手当	△117
計	73,471	△117	73,354				△117				

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	394,425	△3,817	390,608				△3,817	3. 職員手当等	△526	期末手当	△526	
								12. 委託料	△3,291	長寿命化総合計画策定等業務委託 (し尿処理施設)	△2,783	
2. し尿処理費	110,221	△1,823	108,398				△1,823	10. 需用費	△1,110	光熱水費	△1,110	
								14. 工事請負費	△713	前処理設備点検整備工事	△323	汚泥処理設備点検整備工事
3. ごみ処理費	516,444	△1,320	515,124				△14,932	13,612	14. 工事請負費	△1,320	流動砂搬送装置設置工事	△1,320
4. ごみ処理施設 整備事業費	35,003	△205	34,798	431	300		△936	12. 委託料	△182	基幹的設備改良工事施工監理 業務委託	△182	
								14. 工事請負費	△23	基幹的設備改良工事	△23	
計	1,056,093	△7,165	1,048,928	431	300	△14,932	7,036					

## (款) 4. 消防費

## (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,667,155	△14,730	1,652,425				△14,730	2. 給料	△3,350	
								3. 職員手当等	△6,930	期末手当 △4,140 勤勉手当 △2,790
								4. 共済費	△4,450	県共済組合負担金 △4,450
計	1,892,338	△14,730	1,877,608				△14,730			





2 一般職  
(1)総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	233 (5)	0	830,642	577,764	1,408,406	411,975	1,820,381	
補正前	234 (5)	0	833,992	585,337	1,419,329	416,425	1,835,754	
比 較	△1	0	△ 3,350	△ 7,573	△ 10,923	△ 4,450	△ 15,373	

注 職員数( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職員手当 の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		186,383	142,225	45,431	22,139	20,371	25,804	8,449	45,738	794	9,814	52,945	17,671
補正前		191,166	145,015	45,431	22,139	20,371	25,804	8,449	45,738	794	9,814	52,945	17,671
比 較		△ 4,783	△ 2,790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 3,350	給与改定に伴う増減分		千円	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 3,350	職員の異動等によるもの
職員手当	△ 7,573	制度改正に伴う増減分		△ 3,798	期末手当率の改定によるもの
		その他の増減分		△ 3,775	職員の異動等によるもの

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和2年11月1日現在	平均給料月額(円)	292,743
	平均給与月額(円)	362,684
	平均年齢(歳)	38.7
令和元年11月1日現在	平均給料月額(円)	292,959
	平均給与月額(円)	391,011
	平均年齢(歳)	38.9

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和2年11月1日現在	高 校 卒	150,600	150,600
	大 学 卒	171,700	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年11月1日現在	1 級	63	27
	2 級	34	15
	3 級	25 (2)	11
	4 級	62 (3)	27
	5 級	26	11
	6 級	17	7
	7 級	6	2
	計	233 (5)	100
令和元年11月1日現在	1 級	66	29
	2 級	32	14
	3 級	23	10
	4 級	59 (1)	25
	5 級	30	13
	6 級	15	6
	7 級	6	3
	計	231 (1)	100

注 職員数( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 施設長補佐	課 長 所 長 参 事 施 設 長 署 長 室 長 参 事 副 署 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 所 長 参 事 施 設 長 署 長 室 長 参 事 副 署 長	消 防 次 長 消 防 局 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種
			行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	233 (5)	233 (5)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	214	214
正 後	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	10
		4号級(人)	204
比 率(B) / (A) (%)		91.8	91.8
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	234 (5)	234 (5)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	215
正 前	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	10
		4号級(人)	205
比 率(B) / (A) (%)		91.9	91.9

注 職員数( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	有	
補 正 前	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	有	
国の制度	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	有	

注 支給率( )内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率(%)	2.5	17
支給対象職員数(人)	233 (5)	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	3 ~ 6	20

注 職員数( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		行政職	
給料総額に対する比率 (%)	1.2		1.2
支給対象職員の比率 (%) (令和2年11月1日現在)	96.6		96.6
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
普通債	2,025,100	1,580,409	149,200	504,783	1,224,826
(1) 衛生	759,703	471,285	19,800	231,396	259,689
(2) 消防	1,265,397	1,109,124	129,400	273,387	965,137
合 計	2,025,100	1,580,409	149,200	504,783	1,224,826